

保険医療

重度心身障害者・
母子家庭医療費
助成制度について

重度心身障害者・母子家庭医療受給者の方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(月)までです。7月1日(火)からの新しい受給者証と交換するため、更新の手続が必要です。該当者には封書で通知しますので、手続をしてください。

なお、母子家庭医療の対象者で、20歳未満の児童に社会保険ができていない場合や、町外に転出している場合(学生は除く)は、受給資格がありません。早急に手続をしてください。

制度の案内

母子家庭医療費助成制度

目的

母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

① 母子家庭の母と児童

② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
③ 父母のない児童
ただし児童とは、20歳に満たない者となりますが、就学している者は対象となります。(必ず原本の在学証明書が必要)

対象除外

① 家庭主(父母のない児童を扶養する者を含む。)の前年(1~6月申請分については、前々年)所得が一定を越え、所得税が課税されている家庭
② 生活保護の適用を受けている家庭

重度心身障害者医療費助成制度

目的

重度心身障害者に対して医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

対象者

① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
② 療育手帳(程度によります)をお持ちの方
※右の条件に該当し、助成を希望される方は、役場町民課保険医療係までお問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

税

所得・課税証明書の発行について

平成15年度(平成14年中の所得)の所得証明及び課税証明の発行については、平成15年6月2日(月)以降になりますのでお知らせします。

問い合わせ

役場税務課管理収納係

☎ 985-4109

年金

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です!

国民年金は、老後の安定した生活を送るため欠くことのできない大切なものです。保険料を未納のままにしておくことは、万一の事故の際、障害や遺族などの年金を受けられなくなるだけではなく、将来の老後の保障もなくなることにつながります。

そのようなことにならないためにも、保険料は期限内に納めるようにお願いします。しかし、共働きの方や商売・事業などで留守(不在)がちな方などは、忙しい日々の中で、わざわざ金融機関へ出かけるのも大変だと思います。また、そうでなくても、ついついっかりして納付期限を忘れ、気がついたら時効となり、納められなくなってしまうは大変です。

そこで、そんな手間や納め忘れなどをなくすためにも、口座振替のご利用をお勧めします。

口座振替にすることで、毎月の支払いに行く手間や、「つい」や「うっかり」による納め忘れなどがなくなります。便利で確実な口座振替を、ぜひご利用ください。

申込手続

預金口座のある金融機関で「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要な事項を記入の上、お申し込みください。

☆手続に必要なもの

① 基礎年金番号が確認できるもの

② 預金通帳

③ 通帳の届出印

☆注意する点

口座の預金が不足していると振替ができません。預金残高にはご注意ください。また、転出や取引先金融機関の変更などで、振替口座がなくなったり、変わった場合は、必ず口座振替の解約や変更の届出をお願いします。

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課

☎ 925-5175

6月の納税

町県民税 第1・全期

口座振替日は

銀行・信金… 6月25日(水)

農協・郵便局… 6月27日(金)

※納税は便利な口座振替で

~税金を納めて豊かな町づくり~